

一般社団法人 全麵協 素人そば打ち段位認定制度・全国認定会実施細則

第1章 総則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)第8条第3号に規定する、「全国認定会」の実施に関し細部事項を定めることを目的とする。

(全国認定会の主催者及び専門チームの編成)

第2条 全国認定会的主催者は、一般社団法人全麵協の本部(以下「全麵協本部」という)とする。

2 全麵協本部は、全国認定会を円滑かつ厳正・公平に運営するため「全国認定会専門チーム」(以下「専門チーム」という)を編成するものとする。専門チームを構成する専門チーム員は、全麵協本部で選考し、理事長が任用する。

3 全麵協本部は、全国認定会を開催するときは、当該認定会が適正・公平に実行されるように主管する支部と企画、予算、実行体制等について緊密な連携をとるものとする。

第2章 四段位認定会

(四段位技能審査認定会の開催)

第3条 全麵協各支部において四段位技能審査認定会を開催するときは、おおむね1年前に開催日時、場所を選定して、全麵協本部に申請するものとする。

2 全麵協本部は、前項の申請に基づき、四段位認定会を受験する希望者を掌握し、事前審査を経て受験者を原則として居住地内の支部に割振りその数に応じて開催期日を決定するものとする

(四段位認定会 事前審査)

第4条 四段位認定会は全麵協素人そば打ち段位認定制度審査基準規程(以下「審査基準」という)第3条第3項の規定に基づく「四段位認定講習会」の受講を修了し、審査基準規程第2条第2項に定める「事前審査」に合格しなければ技能審査を受験することができない。

2 四段位認定会事前審査受験資格があり、受験の申込み希望を提出し、審査基準規程第2条第2項に定める事前審査関係の書類を受領した時は、事前審査を受験したものと見なし、正当な理由がなくその回答をしなかった場合は事前審査不合格とする。

3 事前審査の小論文等の出題および採点は、専門チームが行う。

4 活動状況については、「ZEN 麵ライセンス規約」による単位取得得点を採点することとする。

5 事前審査の採点結果は、技能審査の結果と合せて認定の可否に加味させるものとする。

(四段位技能審査認定会の主管)

第5条 全国認定会のうち四段位技能審査認定会(以下「四段位認定会」という)開催を実行する主管は、全麵協の各支部とする。

2 四段位技能審査認定会を主管する各支部は、当該認定会実行委員会を編成するものとする。

(四段位認定会技能審査の実行)

第6条 四段位認定会の技能審査は、年度内各支部1か所乃至2か所で開催するものとする。

ただし、特別の事由のあるときは理事会の承認を得てこの基準を超えて開催することができるものとする。

2 四段位認定会技能審査の審査員は、全麵協本部において選考するものとする。

3 四段位認定会技能審査で審査に使用するそば粉及び小麦粉(つなぎ粉)は、専門チーム員の中で指定した者が試し打ちを実施した上で選定し、各支部の技能審査会場ではほぼ同一のそば粉(つなぎ粉)を使用するものとする。

4 四段位認定会の最終合否は、技能審査の審査員及び専門チーム代表者で構成する「審査員会議」において決定するものとする。

第3章 五段位認定会

(五段位認定会 一次審査)

第7条 五段位認定会 一次審査の受験を希望する者は、審査基準規程第2条第2項第2号の規定により全麵協正会員代表者の推薦を受け、これまでの活動状況および全麵協から出題された小論文を提出して、一次審査を受験しなければならない。

2 一次審査に提出された活動状況および小論文の論題等の出題と採点は、専門チームが行い、その合否を決定する。

3 活動状況については、第3条第4項の規定と同様に「ZEN 麵ライセンス規約」による単位取得得点を採点するものとする。

4 五段位認定会 一次審査の受験を希望する者は、全麵協から送付された活動状況および小論文の課題等を受理した時点で一次審査の受験したものとみなし、正当な理由なくその小論文等の書類を提出しなかった場合は一次審査不合格とする。

(五段位認定会 筆記試験)

第8条 審査基準規程第2条第2項第2号の定める五段位認定会 筆記試験は、次条に定める4科目について実施するものとする。

2 筆記試験は、全麵協本部が実施し、その出題、採点業務は専門チームが行うものとする。その場合できる限りそばに関する専門家の助言を得て参考とするものとする。

(五段位認定会 筆記試験科目)

第9条 筆記試験の科目は、次のとおりとする。

ア 全麵協・段位認定制度の概要

イ ソバの品種・栽培

ウ ソバの栄養・健康

エ そばの歴史・文化

2 筆記試験は意見発表、技能審査(以下「本審査」という)の前に受験し、筆記試験全科目に合格しなければ、本審査を受験することはできないものとする。

(五段位認定会本審査実行委員会の編成)

第 10 条 全国認定会のうち五段位認定会本審査(以下「五段位認定会本審査」という)開催を実行するは、全麵協本部が指定する支部とする。

(2) 五段位認定会本審査の実行の指定を受けた支部は、当該本審査実行委員会を編成するものとする

(五段位認定会本審査意見発表)

第 11 条 本審査のうち意見発表審査は、次のとおり実施する。

- (1) 意見発表は基本要綱第13条第2項に規定する審査官(以下「審査官」という)が課題を提示し、その課題に対する意見発表について審査採点する。
- (2) 採点項目と配点は、全麵協・段位認定制度に関する理解度 30、リーダーシップ 20、協調性 10、積極性 10、そばよる地域貢献度 20、総合評価 10 の合計 100 点とし、真に五段位認定者としてふさわしい人物かどうかを重点に審査採点する。
- (3) 意見発表の審査結果は、受験者に通知しないものとする。

(五段位認定会本審査 技能審査)

第 12 条 本審査のうち、技能審査は次のとおり実施する。

- (1) 技能審査の審査員は、専門チームが特任審査員及び全国審査員の中から選考するものとする。
- (2) 技能審査に使用するそば粉については、専門チームが試し打ちの上「開催主管」と連携し選定するものとする。
- (3) 技能審査は、技能審査チェック項目、および補足説明等に基づき、五段位認定者にふさわしい技量を持っているか否かについて厳格に審査するものとする。
- (4) 技能審査結果は、受験者に通知するものとする。

(五段位認定会 最終合否決定)

第 13 条 五段位認定会審査結果についての最終合否判定は、一次審査、筆記試験、意見発表、技能審査の各審査員代表者(各審査委員長、選考員又は審査員)及び専務理事並びに段位認定部長で編成する「五段位認定会 合否判定会議」により総合的に判定し、理事長が決定するものとする。

第4章 受験料

(受験料)

第 14 条 四段位認定会事前審査及び五段位認定会一次審査を受験申込みをした者は、審査基準規程第5条第1項に規定する受験料とは別に、次の受験料を全麵協に納入するものとする。

段位(審査・試験)	受験料
四段位 事前審査	2,000円
五段位 一次審査	3,000円

注) 審査基準規程 第5条第1項の受験料

段 位	受験料
四 段 位	20,000円
五 段 位	30,000円

第5章 経 費

第15条 全国認定会の経費負担は次のとおりとする。

- (1) 素人そば打ち段位認定制度審査基準規程第5条第1項及び前11条に規定する受験料は、全麵協の収入とする。
- (2) 審査員等に対する謝礼、交通費、宿泊費等は全麵協本部が支給するものとする。
- (3) 全国認定会開催に際して現地に派遣され、認定会業務の任務に当たる専門チーム員の交通費、宿泊費等については、全麵協本部が国内旅費規程の定めるところにより支給するものとする。
- (4) 主管支部は、全国認定会開催前に必要経費概算見積書、開催後には清算書を全麵協本部に提出するものとする。

(経費負担)

第16条 全国認定会の経費負担は次のとおりとする。

- (1) 前第14条に規定する受験料は全麵協本部の収入とする。
- (2) 全麵協本部は、全国認定会の開催主管に対し、必要経費について支給するものとする。
開催主管が支出できる支出項目はおおむね次の通りとする。
 - ① 会場費(会場借上げ費、会場設営費)
 - ② 印刷費(開催パンフレット、開催報告書)
 - ③ 会議費(印刷費、飲み物・茶菓子)
 - ④ 実行委員会費(要員の交通費、弁当代)
- (3) その他の経費については、全麵協本部と主管支部が事前に協議して決定するものとする。

付 則

1 (一次審査、筆記試験及び意見発表審査の免除)

五段位認定会において本審査を受験し合格できなかった者の内、総合得点は合格点に達しているが、技能審査得点が合格点以下であった者は、次回1回に限り五段位認定会の一次審査、筆記試験および意見発表の審査を免除するものとする。

2 この付則は、平成31年4月1日から施行する。